

社会福祉法人 聖桜会 行動計画（女性活躍推進法）

女性職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日までの5年間

2. 内 容

目標1 年次有給休暇の取得について、全職員の取得率を40%にする。

【実施時期・取組内容】

令和4年4月～ 職員の毎月の有給休暇残日数及び取得率をデータ化し、上司に取得状況を提供する。

令和4年4月～ 全職員の取得率を上げる為、業務の偏り等がないか部署ごとに業務の見直しを行い、全職員が交代で取得ができるような仕組みをつくる。

令和4年4月～ 有給休暇の取得の少ない職員に定期的に声掛け等を行う。
(バースデイ有給休暇等推進する)

目標2 育児短時間勤務の取得を推進する。

【実施時期・取組内容】

令和4年4月～ 対象者への育児短時間勤務についての情報の提供を行う。

令和4年4月～ 事例共有等の研修を行う。(年1回)

令和4年4月～ 相談窓口の周知を掲示及び回覧等で定期的に行う。

目標3 ハラスメント等の予防を行う。

【実施時期・取組内容】

令和4年4月～ ハラスメント等に関する相談状況を確認する。

令和4年4月～ ハラスメント等に関する相談窓口について施設内に掲示する。